

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案 に対する修正案 要綱

第一 寄附の勧誘に関する禁止行為の範囲の拡大等

一 禁止行為

寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務に代えて、法人等による寄附の勧誘に関し、次の禁止規定を設けること。

1 法人等は、寄附の勧誘をするに際し、①寄附の勧誘を受ける個人に対し、当該寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足りる事項を告げないこと、又は②寄附の勧誘を受ける個人に対し、寄附される財産の用途について誤認させるおそれのある行為をすることにより、寄附の勧誘を行う法人等の主体又は寄附される財産の用途について誤認させてはならないものとする。

(第三条第一項関係)

2 法人等は、個人に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該個人又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、又は将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおることその他の方法により、当該個人を寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥らせ、又は当該個人がそのような状態に陥っていることに乗じ、寄附の勧誘をしてはならないものとする。

(第三条第二項関係)

3 法人等は、生活の維持を困難にすることとなる寄附の勧誘をしてはならないものとする。

(第四条関係)

二 寄附のために処分を要求することが禁止される財産の範囲の拡大等

1 生命保険契約を解除して寄附のための資金を調達するよう要求することが禁止されることを明示すること。

(第五条関係)

2 寄附のために処分を要求することが禁止される財産の範囲を

拡大し、個人等の生活を維持するために必要な財産が含まれるようにすること。
(第五条第一号関係)

三 一の禁止規定に関する違反に対する措置

- 1 一の禁止規定の施行に関し必要と認める場合に、法人等に対し、寄附の勧誘に関する業務の状況に関し、必要な報告を求めることができるものとする。 (第六条関係)
- 2 一の禁止規定に違反する場合には、勧告・命令の措置をとることができるものとする。 (第七条関係)

第二 寄附の意思表示の取消し

一 寄附の意思表示の取消し

法人等が寄附の勧誘に際し第一の一の1の行為をしたことにより個人が誤認し、又は第一の一の2の規定に違反して行った寄附の勧誘を個人が受け、それらによって寄附の意思表示をした場合には、これを取り消すことができるものとする。

(第八条第一項関係)

二 取消権の行使期間

第一の一の2の取消権の時効については、第九条の取消権の時効に係る特例（追認をすることができる時から一年、行為の時から五年）の対象から除き、民法の規定のとおり、追認をすることができる時から五年、行為の時から二十年とすること。

(第九条関係)

第三 検討期間の短縮

検討の期間を三年から一年に改めること。 (附則第五条関係)

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。